

## 総社市自死対策本部設置要領

### (設置)

第1条 自死対策基本法の理念に基づき、市民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指し、自殺を防止するための施策（以下「自死対策」という。）の企画調整を行うとともに、庁内及び関係機関との連携強化を図るため、総社市自死対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自死対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 自死対策における庁内及び関係機関との連携強化に関すること。
- (3) その他自死対策に関すること。

### (組織)

第3条 対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長には市長を、副本部長には保健福祉部長を充てる。
- 3 本部員は別表1に掲げる関係機関・団体の代表を持って構成する。

### (本部会議の運営)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会議を統括し、運営する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者を出席させることができる。
- 5 本部長は、本部からの指示事項の実施、実行状況の把握その他必要な事項を次条の自死対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）に行わせるものとする。

### (連絡会議)

第5条 自死対策の円滑な推進を図るため、対策本部に連絡会議を置く。

- 2 連絡会議に会長、副会長及び委員を置く。
- 3 会長には保健福祉部長を、副会長には保健福祉部健康づくり課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

### (連絡会議の運営)

第6条 連絡会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、会議を統括し、運営する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 対策本部の庶務は、保健福祉部健康づくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本部会議及び連絡会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月20日から実施する。

別表第1 (第3条関係)

| 区分          | 関係機関・団体          |
|-------------|------------------|
| 本部員         | 備中保健所            |
|             | 吉備医師会            |
|             | 倉敷中央公共職業安定所総社出張所 |
|             | 総社商工会議所(指導課)     |
|             | 総社吉備路商工会         |
|             | 総社市社会福祉協議会       |
|             | 総社市民生児童委員協議会     |
|             | 総社市愛育委員協議会       |
| 本部長が必要と認める者 |                  |

別表第2 (第5条関係)

| 区分 | 部等         | 職名         |
|----|------------|------------|
| 委員 | 総務部        | 総務課長       |
|    |            | 税務課長       |
|    | 市民環境部      | 人権・まちづくり課長 |
|    |            | 市民課長       |
|    | 保健福祉部      | 健康づくり課長    |
|    |            | 福祉課長       |
|    |            | こども課長      |
|    |            | 介護保険課長     |
|    | 消防本部       | 警防課長       |
|    | 教育委員会      | 学校教育課長     |
|    | 会長が必要と認める者 |            |